

一般社団法人リハビリテーション教育評価機構表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構（以下、「本機構」という。）の定款第19条により、本機構が実施する表彰に関する必要な事項を定める。

(表彰者)

第2条 本機構の行う事業活動において格段の功労のあった者で、表彰委員会による選考を受け、本機構理事会にて承認されたもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、賞状を授与して行うものとする。

(表彰委員会)

第4条 第2条の表彰者の選考を行うため表彰委員会を置く。

2 表彰委員会は、本機構理事会で承認された委員5名以内で構成する。

3 表彰委員会委員長は、委員の互選にて決定する。

4 表彰委員会は、理事会および表彰委員会委員からの要請により開催する。

5 表彰委員会は、推薦された被表彰候補者の選考を行う。

(表彰候補者推薦要領)

第5条 表彰候補者の推薦基準は、次の基準により厳選する。

(1) 本機構評価員として永年の功労者

(2) 本機構の活動、業務において格段の功績のあった者

(選考方法)

第6条 理学療法、作業療法、言語聴覚の各班長は、候補者を表彰委員会に推薦する。

2 表彰委員会は推薦された被表彰者の活動実績（評価員歴、書面調査、実地調査の調査実績など）を基に表彰の可否を決定する。

(報告・通知)

第7条 表彰委員会は選考結果を理事会に報告し、表彰者に通知する。

(守秘義務)

第8条 表彰委員会委員は、委員会の職務に関し知り得た内容を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

(附則)

本規程は、平成31年4月1日より施行する。